



毎月第1・第3日曜日発行
広報みたかはシルバー人材セン
ターの会員がお届けしています。

発行：三鷹市／編集：秘書広報課

〒181-8555 三鷹市野崎1-1-1
法人番号：8000020132047

市役所代表電話

☎0422-45-1151(代)

ホームページ
(パソコン・スマートフォン用)

<http://www.city.mitaka.tokyo.jp/>

携帯サイト

<http://www.city.mitaka.tokyo.jp/i/>



今号の紙面から

平成29年度後期高齢者医療保険料の
仕組みをお知らせします 2面

「田植え」に挑戦してみませんか！ 3面

「マイナンバーカード」でコンビニ交付を
ご利用ください 4面

市からのお知らせ 11面から

第33回太宰治賞が決まりました 12面

インターネットトラブルに ご注意ください！

急増中

私たちの生活になくてはならない便利なインターネットですが、パソコンやスマートフォンなどの普及とともにトラブルに巻き込まれたり、個人情報の漏えいや人権侵害に結び付いたりする事例が急増しています。新年度を迎え、初めてスマートフォンを手にする方も多いと思います。お子さんが使う場合には家庭でよく話し合い、ルールとマナーを守って正しく安全に利用しましょう。

☎情報推進課 内線2144

こんなトラブルが増えています！

① 架空請求

利用した覚えのない有料サイトの請求書が届いたり、操作中に意図せず「有料登録完了」などの画面が表示され、高額な料金を請求されたりすることを架空請求といいます。請求手段は電子メールやはがき、封書などさまざまです。



② ウイルス感染

パソコンやスマートフォンを「ランサム(身代金)ウェア」と呼ばれるコンピューターウイルスに感染させて使えない状態にし、「元に戻すには有料のパスワードが必要です」などと金銭を脅し取ろうとする事例が急増しています。ウイルスの主な感染源は、メールの添付ファイルや不正なサイトへのアクセスです。



③ SNSによるトラブル

ツイッターやフェイスブック、LINE(ライン)などの交流サイト(SNS)では、限られた友人とのやりとりのつもりが、投稿した文章や画像から、顔や名前、住所、学校、職場などの個人を特定する情報が不特定多数の人の目にさらされることがあります。そこから事件に巻き込まれる危険性があることを知っておきましょう。また安易な書き込みが人を傷付け、人権侵害に発展する可能性もあります。



インターネットトラブルに遭わないために

- ① 身に覚えのない金銭は請求されても絶対に払わない。メール返信や電話連絡は、新たなトラブルに巻き込まれる危険性もあるため厳禁！
- ② 不審なメールは無視。不明な添付ファイルやサイトは絶対に開かない。OSやセキュリティソフトは更新し、常に最新のバージョンに。重要なデータはバックアップを。
- ③ 自分をはじめ家族や友人のプライバシー情報の書き込みに注意。誰が見ているか分からないことを常に意識する。

トラブルに 巻き込まれたかも...

一人で解決しようとせず、まずは相談を。

消費者ホットライン(消費者庁) ☎188

消費者相談窓口(三鷹市) ☎47-9042

※国民生活センターでは、インターネットトラブルに関する事例や対処方法などをくわしく紹介しています([HP](http://www.kokusen.go.jp/topics/internet.html)<http://www.kokusen.go.jp/topics/internet.html>)。



大沢地域包括支援センターを運営する
(社)楽山会の鈴木スミ理事長とともに

市長のひとことコーナー

ケーブルテレビの広報番組「みる・みる・三鷹」では「市長のひとことコーナー」を放送しています(放送時間は12面参照)。

市長コラム

高齢者の暮らしを支える 地域包括支援センターの意義

三鷹市長 清原慶子

三鷹市は、平成29年度までを計画期間とする「三鷹市高齢者計画・第六期介護保険事業計画」の基本目標に、高齢者が生きがいを持ち、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるように、医療・介護・福祉サービスなどによる総合的支援を進める「地域包括ケアシステムの構築」を掲げています。

平成28年5月には、医師会等の関係機関代表による「在宅医療・介護連携推進協議会」を発足し、相談支援窓口の開設や、適切なサービス提供体制構築を進めています。29年度は、30年度から3年間を計画期間とする「三鷹市高齢者計画・第七期介護保険事業計画」の策定年度であり、団塊の世代が75歳を迎える西暦2025年を見据えて、在宅医療・介護連携の推進、介護予防事業の普及、地域における包括的な支援体制の充実などについて、市民会議および健康福祉審議会で検討していただく予定です。

さて、地域での高齢者の生活を支えるために欠かせないのは、地域包括支援センターの取り組みです。市では7つの住区すべてに、それぞれ地域包括支援センターを設置し、高い専門性を持つ団体に運営を委託しています。東部地区と西部地区は(社)東京弘済園に、井の頭地区は(社)三鷹市社会福祉事業団に、連雀地区は(財)慈生会に、三鷹駅周辺地区は(医)社充会に、大沢地区は(社)福楽山会に、新川中原地区は(社)福たま紫水会に委託しています。それぞれ高齢者の総合相談窓口として、高齢者やその家族に寄り添いながら適切な機関・制度・サービスにつながるべく、地域課題の解決に向けたネットワークの構築に取り組んでいます。

なお、市は特別養護老人ホームを誘致し、大沢地区には2年後、井の頭地区には3年後に新たに開設される予定です。新施設の開設に伴い、市の特別養護老人ホームどんぐり山・高齢者センターどんぐり山は閉鎖予定ですが、大沢地域包括支援センターについては、引き続き楽山会に委託して、これまで同様にご利用者本位の支援を継続していただきます(2面参照)。高齢者の心豊かな暮らしを支える地域包括支援センターの意義と活躍にご注目ください。